



フォローをお願いします!!

## 除雪・排雪サービスの契約に注意を！



除雪・排雪サービスは、よく確認して契約しましょう。  
契約書・領収書は保管し、除雪に来た日付は記録を。

- ① 除雪されなかった時の返金について
- ② 自宅や自家用車、隣家等が破損したときの補償
- ③ 除雪の範囲や回数、事業者の連絡先の確認

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●排水管交換工事（8月4件→9月8件）

### 相談

訪問勧誘で、排水管清掃してもらい、現金1万円を支払った。その際、「排水管を全て交換したほうがよい」と説明を受け、100万円の工事契約をした。

後で考えると、高額のため解除したい。

工事を中止したいと、事業者の留守番電話にメッセージを入れたが、これで大丈夫か。

### 助言

訪問勧誘で、排水管の交換工事を契約したのであれば、訪問販売に該当しクーリング・オフが可能です。

事業者へ電話での申出だけではトラブルの原因になるため、書面で通知することが重要です。

クーリング・オフ通知の書き方は、札幌市消費者センターのホームページに掲載されています。参考にしてください。